## 税率の種類

(参考資料)

## 〇 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種 類		税目	
		道府県税	市町村税
一定税率		道府県民税(利子割) 自動車取得税 道府県民税(配当割) 軽油引取税 道府県民税(株式等譲渡所得割) 鉱区税 地方消費税 狩猟税 道府県たばこ税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	道府県民税(法人 法人税割) 事業税(個人、法人) ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税(法人 均等割) 市町村民税(法人 法人税割) 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	道府県民税(個人 均等割) 道府県民税(個人 所得割) 道府県民税(法人 均等割) 不動産取得税 固定資産税(道府県分)	市町村民税(個人 均等割) 市町村民税(個人 所得割) 固定資産税
任意税率	制限税率あり		都市計画税
	制限税率なし	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他			入湯税

## 各税率の種類における規定例

## 〇 現行地方税法の法定税の税率の種類に係る規定例は以下の通り

種 類		規 定 例	
一定税率		( <b>地方消費税の税率</b> ) <b>第72条の83</b> 地方消費税の <u>税率は</u> 、百分の二十五 <u>とする。</u>	
標準稅率	制限税率あり	(自動車税の標準税率) 第147条 4 道府県は、前三項に定める標準税率を超える税率で自動車税を課する場合には、前三項の 税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。 (法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の標準税率は、百分十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課 する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。	
+	制限税率 なし	(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の <u>標準税率は</u> 、百分の四 <u>とする。</u>	
任意	制限税率 あり	(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の <u>税率は</u> 、百分の○・三を <u>超えることができない。</u>	
税 率	制限税率 なし	(宅地開発税) 第703条の3 2 宅地開発税の <u>税率は</u> 、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公施 設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の <u>条例で定める。</u>	
その他		(入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の <u>税率は</u> 、入湯客一人一日について、百五十円 <u>を標準とするものとする。</u>	